# 新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの出席停止期間

【新型コロナウイルス感染症】

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」 登校できません。

	発症後、最低5日間は登校不可							
	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0日目	I日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後   日目 に症状軽快		症状軽快日	軽快	軽快	軽快	軽快	登校可	
発症後 <b>2</b> 日目 に症状軽快			症状軽快日	軽快	軽快	軽快	登校可	
発症後 <b>3</b> 日目 に症状軽快				症状軽快日	軽快	軽快	登校可	
発症後 <b>4</b> 日目 に症状軽快					症状軽快日	軽快	登校可	
発症後 <b>5</b> 日目 に症状軽快						症状軽快日	軽快	登校可

## 【発症日とは】

- ・症状 (発熱・咳やのどの痛み等の呼吸器症状) が始まった日です。
- ・無症状の場合は、検査をした日(検体採取日)です。

#### 【症状軽快とは】

- ・解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、咳やのどの痛み等の呼吸器症状が改善傾向にある状態です。
- ・症状が軽快した日を0日とし、翌日を1日と数えます。

## 【欠席する時は】

・担任の先生に報告お願いします。

## 【出席停止が明け登校する際は】

・出席終了後登校する際は、保健室にて体調確認後、教室へ行きます。(診断書の提出は必要ありません)